

宇治市監査委員公表第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和 2 年 11 月 24 日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

- 1 監査の結果を公表した日
令和2年9月25日（宇治市監査委員公表第11号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 教育委員会 善法青少年センター
監査期間 令和2年5月11日～令和2年6月30日

| 監査結果（指摘事項） | | 措置状況等（改善内容） |
|------------|--------------------------------------|--|
| 1 | 委託契約（変更委託を含む。）について、支出負担行為の遅れが見受けられた。 | 支出負担行為を適切な時期に行うよう、担当職員に指導を図るとともに、再発防止に向けて委託料のみならず全ての支出事務を行う際の注意点について周知徹底を行いました。今後は、根拠法令等に基づき事務執行に努めます。 |